

白 石 市 議 会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

3 0 . 3 . 5

白石市議会厚生文教常任委員会

1. 招集日時 平成30年3月5日(月) 予算審査特別委員会終了後

2. 場 所 白石市議会 第3委員会室

3. 本日の会議に付した事件

(1) 所管事務の調査

- ・白石市小中学校の学校統廃合に伴う準備委員会等の進捗状況について

(2) 委員会付託議案の審査(議案4件)

- ・第9号議案 白石市旧学校利用施設条例
- ・第10号議案 白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例
- ・第14号議案 白石市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- ・第18号議案 白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

4. 出席委員

松野久郎 委員長	佐藤秀行 副委員長
佐藤龍彦 委員	伊藤勝美 委員
沼倉啓介 委員	平間知一 委員
菊地忠久 委員	大町栄信 委員
佐久間儀郎 委員	

5. 欠席委員

なし

6. 説明のために出席した者

菊地正昭 副市長	武田政春 教育長
大槻洋一 総務部長	庄司昭利 保健福祉部長
高橋美知子 長寿課長	小室徹彦 企画情報課長
高橋ひろみ 健康推進課長	川口秀記 子ども家庭課長
齋藤直 教育専門監	小室英明 学校管理課長
佐藤浩 生涯学習課長	日下忠績 地方創生対策室長

7. 事務局職員出席者

~~~~~

午前11時11分 開会

◎松野久郎委員長 それでは、おそろいですので始めさせていただきます。

会議に入る前にお願いをいたします。本委員会の議事は、全て録音し、会議録を調製いたしますので、発言につきましては本会議同様、委員長の許可を得た後に、発言されるようお願いいたします。

ただいまから、厚生文教常任委員会を開会いたします。

本委員会の説明に当たり、関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

それでは、初めに（1）番、所管事務の調査を行います。

本日の所管事務調査は、白石市小中学校の学校統廃合に伴う準備委員会等の進捗状況について調査するものです。このことについて、事務局から説明をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

◎武田政春教育長 ありがとうございます。前回の12月の厚生文教委員会の後の経緯についてご報告を申し上げます。

今年に入って1月に、東中・白川中学校の保護者及び希望する民生委員の方々に対して、統廃合に係る通学用バスの説明会を行いました。これは、本来、最初にスクールバスで送り迎えをするという話で進めてまいりましたけれども、11月になって、市の公共交通網の計画ができたということで、きゃっするくんを用いて中学校については通学用バスとするということが決定したものですから、そのことについての説明を行いました。

同じように、1月23日に、南中・白石中学校の合同の専門部会でも同じような説明を行ったところであります。

2月になって2月7日に、第二小学校・斎川小学校の専門部会としては、最終の専門部会を開きました。今までの協議の結果についての報告及び最終確認を行ったところであります。協議の内容については、その後ろに、教育環境部会及び総務部会の報告をあげておきました。

なお、その後ろには統合準備委員会、東中学校・白川中学校及び白石中学校・南中学校の準備委員会だよりを載せて、通学バスに関して地域、保護者等について周知を図ったところであります。

この2月7日の斎川小学校と第二小学校の専門部会においては、閉校式は当然ですが、閉校式典及び第2回のスクールバス乗車、最終になりますが、スクールバスの乗車会へ

の案内を行ったところであります。なお、2回目のスクールバスの試乗会については、一昨日、土曜日の3日の日に行ったところであります。

2月21日には、斎川小学校・第二小学校の統合準備委員会、最終の準備委員会を行いました。統合準備委員の方々に、これまでの協議の結果の報告を行ったところであります。

これからの予定でありますけれども、東中学校・白川中学校においては、8日の日、今週木曜日に専門部会の第5回目が行われる予定になっております。

白石中学校・南中学校においては、3月13日に統合準備委員会を行う予定であります。

なお、22日には、白川中学校・東中学校の統合準備委員会の第4回目を行う予定にしております。

今後の白川あるいは南中学校の教員については、次年度が最終年度になりますので、次年度の年間計画、あるいは閉校式の日時決定等を協議する予定になっております。

それから、3月25日、ご案内行っていると思っておりますけれども、斎川小学校の閉校式及び閉校記念式典が行われる予定になっております。

一番後ろに、斎川小学校閉校記念式典のしおりがありますけれども、当日に配布するものをコピーで入れておきました。内容的には、前半が閉校式で市が主催して行くと。後半の部分については記念式典、これは閉校記念式典等準備委員会というものが立ち上げられましたので、その準備委員会でもって進めていくということになっております。

以上、前回から本日までの白石市小中学校の学校統廃合に関する経過についてご報告を申し上げます。

非常にお聞き苦しくて申しわけありませんでした。若干風邪気味なものですから、失礼いたしました。

◎松野久郎委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

◎平間知一委員 斎川小学校の跡地は、公民館使用はしないんですかね。

◎武田政春教育長 この跡地については、斎川小学校については、次年度、平成30年度になってから、具体的に地域の方を交えながら市当局といろいろと話をしていくということになっております。

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の所管事務調査は終了いたしました。

次に、（２）委員会付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案４件であります。これらの議案の説明については、既に本会議において行われておりますので、これより質疑に入ります。

それでは、第９号議案・白石市旧学校利用施設条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎沼倉啓介委員 この白石市旧学校利用施設条例に関しては、本会議の中でも質疑が交わされているところがございますけれども、この学校統廃合、白川あたりにあつて父兄のやりとりとか教育委員会とのやりとりというのを、過般、激論というか、していると思うんですが、この中で、特に学校がなくなると地域の存在もなくなるという、そういう意見がかなり出ていたように私は思うんですね。ということは、この学校施設をどのような形でそれを今から活用するかによって、今までなされてきた議論が本物であるかうそであるかという形のもが出てくるような感じはするんです。

施設の利用条例の中では、確かに教育委員会が前面に出て管理をするというような、そういう姿があるんですが、これはちょっとこれらの学校統廃合というのは、斎川小学校だけではなくて、今から南中学校も出てくるわけですから、それらを好機と捉えて、まちづくりにこれらの施設を生かすという、どのような生かし方があるんだろうかという議論がないと、私はまずいのではないのかなという感じがあるんです。ということは、特に実際の管理を委託するにしても、その地域に根差した組織を活用しながら管理するという形の姿がなぜ見えてこないのだろうかと私は思うのです。その点が１点。一問一答ですよ。まず、その辺でお聞きしてください。

◎松野久郎委員長 条例に関係すると思いますので、それでは武田教育長。

◎武田政春教育長 これから、まだ白川あるいは南中学校ということで統廃合が進んでいくわけですが、斎川小学校については、もう次年度からということでこのような管理条例を設けたわけですが、確かに今言われるみたいに、もっと将来的な展望といいますか、全体像というのが必要だと思うんです。

ただ、今、斎川だけが今回こういった形になりましたけれども、これから３つありますけれども、そういったことについて次年度以降、先ほど言いましたように、白石市の公の施設云々というものを全体像としてどう捉えるかという協議も今後なされていくというふうに思っていますので、今、沼倉委員さんが言われたみたいに、そういった大きな視点でもって捉えて

いくということが大事だというふうに思っています。ただ、今回については、この条例については、とりあえず次年度の方向性ができ上がるまでは、とりあえずこんな形で条例を制定したいということでもあります。

◎沼倉啓介委員　そういう考え方もまず一つはあると思うのですが、今から先例をつくって、こういう形の姿もあるんだよと示すのも、今回、私は好機だと思うのです。一つは、斎川にはまちづくり協議会というしっかりした団体があるわけですから、そこら辺は、しゃくし定規に体育協会に委託するとかそういう感じのやり方は私はやめていただきたい。特に鍵の管理について、一々スポーツセンターに取りにいて、また返しにいくというような、そういうようなありきたりのような取り扱いをすると、その施設というのは完全に死んでしまうというか、まちから乖離するというような形に私は考えてならないのですよね。

◎武田政春教育長　鍵の管理については、申し込みについては、今まで同様、スポーツセンターに行って申し込みをするという状態であります。鍵の管理については、教育委員会の管理課で貸し出しを行うということにして……。 （「違いますよね」の声あり）

◎小室英明学校教育課長　この間、答弁させていただいたのが、最初の利用の申請、それから許可、それから鍵の貸し出しも、従来の学校開放に倣って、それで、今までの皆さん利用される方が違和感を抱かないように、まるっきり同じ形式で、それから料金受領もする予定で考えています。

ただ、当然ながら、この間もお話ししましたとおり、施設の維持管理は学校管理課ということで考えています。それから、あと地域においても、例えば学校に運動会の用品とかいろいろ置いてあるので、公民館のほうにも鍵なんかは預けてというか、お願いしておく方向では考えています。

◎沼倉啓介委員　なるべくしゃくし定規の対応はしないように、これからの学校統廃合に伴っての先鞭をつけてもらいたい。最終的には教育委員会が管理するというのは、それは管理責任者が教育委員会にあるということはわかるんです。ただ、二次的な管理というか、そういう形のものを、もっと地域に密着した組織を活用するというやり方を、まずひとつ先例をつくってみてほしい。それでもって、あと教育長がおっしゃったように、公共施設の管理計画に基づいた形での全体像というのは修正できるわけですから、そこら辺、今回、学校統廃合してよかったねというような、施設が自分たちの地域のために活用できるんだというような姿をひとつ見せてください。そうすると、学校統廃合というのはもっと生きた形になると私は思うのです。

◎松野久郎委員長 ほかに。

◎沼倉啓介委員 いや、まだ答弁もらってない。

◎武田政春教育長 まさに言われるとおりで思っています。そういった形で、実際いろいろ管理等もお願いできれば一番いいし、あるいは活用等もできればいいというふうに思っています。ただ、それを具体的にやっていくには今時間がないものですから、今この条例をもって行っていきたいということでもあります。

◎沼倉啓介委員 それから、もう一つ違和感があるのは、どうも違和感がある。使用料の減免措置の第6条第1項の中で10割減免の中に、白石市にまちづくり協議会がないので、自治会連合会白石支部としたという、そういう10割減免組織があるんですが、何で白石自治会連合会白石支部が10割減免の措置を受ける必要性があるのかなという、ここに固有名詞が出るとひとり歩きしてしまうんですね。そこら辺を、この文言というのは気をつけないとまずいなと思うのです。

◎小室英明学校管理課長 これについても先日ご質問いただきまして、まちづくり協議会がなく、それで実際まちづくり交付金なんかを受けて、いろいろな各地域のまちづくり協議会と同等の活動をしているのが旧白石町です。そこにおいては、白石市自治会連合会の白石支部ですね、そこがやっているということで、その名称を使わせてもらいました。

◎沼倉啓介委員 違う。であれば、この「白石支部」を取って「白石市自治会連合会」とするべきだと私は思うんですがね。白石市自治会連合会白石支部って、そういう同じような活動をやっているという、実際の中身を見るとそうでないですよ。まちづくり協議会と同等のような行動をしているという形のものではないですね。自治会を統括する、白石に在住する旧町内の自治会連合会を統括するのが白石支部でしょう。だから、白石支部という形の固定概念でここに記載してしまうと、それでは、その他の自治会はどうなるのという形になってしまうんですね。

◎小室英明学校管理課長 白石市自治会連合会というくくりにしてしまうと、自治会連合会というのは、その中の越河支部、斎川支部、大鷹沢支部とか全て支部がその中に包括されてしまうということで、それで自治会連合会の白石支部という限定をさせていただきました。

◎松野久郎委員長 私もいいですか。減免措置というのは今までもあって、それで各団体が申請をして出していたんですね。今回、白石支部と出たのは、第二小学校区に子供が来るので、それで白石支部という名前を使わないと、斎川は支部があるわけですから、別に斎川でいいわけですがけれども、そういった理由もあってということだと、例えば第二小学校の子供たち

が使っても減免ですよと、そういう理由の根底でこういう形の支部という名前になったのではないんですか、違うんですか。そうでないと、白石支部ってやる意味がない。

◎沼倉啓介委員 いやいやいや、そうしたら……、答弁答弁。

◎松野久郎委員長 答弁を求めます。

◎小室英明学校管理課長 先日も答弁させていただいたとおり、まず基本的に、まちづくり協議会というのは地域にかかわる行事とか仕事をされているということで、例えばここに「まちづくり協議会等」って、「等」ってもうちょっと広くくくっていますけれども、まちづくり協議会がやる行事であれば、斎川の体育館を越河の例えばまちづくり協議会が使ってもらっても、それは減免対象ということで考えております。あるいは、大平のまちづくり協議会が使っていたとしてもですね。

◎武田政春教育長 今回ここに記載したのは、まちづくり協議会というのは越河とか斎川とか地区にありますけれども、白石市内にはないんです。旧町内にはない。そういったまちづくり協議会みたいなものについては、全て減免にしますよということを言いたかったんだけど、白石市内についてはどういう表現にしたらいいかわからなかったために、白石市自治会連合会白石支部ということでやらざるを得なかった。これは、多分まちづくり協議会の交付金と同じなんです。だから、その言葉を使わざるを得なかったということで了解いただければと思いますけれども。

◎沼倉啓介委員 だったら、この括弧書き外したほうがいいんじゃないですか。そして、そのケース・ケースで判断をして10割減免をするという形にしないと、例えば今委員長がおっしゃったような形にもとられかねない、とられる。ただ、そうすると、白石市内のほかの子供たちが利用したときは該当外になるんですよ、たしか。だから、そういう形にした場合に、何で白石地区にあってはという形で、自治会連合会の白石支部という形のものを明記する必要性がどこにあるんだという形になる。だから、であれば、使用料の減免は10割ですから、これはただになるということですから。ですから、それであれば、根性悪かったら、白石支部という形の中で申請すれば10割減免になるという形でとられかねないんです。だったら、ここの括弧書きなんて要らないんじゃないですか。そのケース、そのケースで判断してもらえばいいんじゃないですか。だから、何か違和感、物すごく違和感あるんですよ。

〔「ちょっとだけ休憩」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

~~~~~  
午前11時32分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎小室英明学校管理課長 ただいまのご質疑なんですけれども、確かに意地悪く、白石支部が悪意を持って使った場合、ただ、それはないのを前提にしたつくり方……、その責任を持って、白石支部という団体が。それで、あくまでこれをつくるに当たって考えた中身が、あくまで地域づくりにかかわる仕事をするということで、例えばまちづくり協議会の後に「等」という言葉が入っているのは、あくまで念頭に置いているのは白川振興会とか、名称が違うけれども、まちづくり交付金を受けている団体ですね、そこが行う事業については10割ということで、悪意をもって申請はないというのを前提に考えさせていただきました。

◎沼倉啓介委員 何か納得しないんだよね。子ども会もしくはスポーツ少年団が使用するって、子供たちが使用するとき7割減免で、その上の団体が、概念規定されていないのが10割減免というのが、この差は何なのという感じになりますよね。

◎武田政春教育長 今、まちづくり交付金要綱も同じ文言なんだそうです。それで、これは今課長が答弁したように、まちづくり・地域づくりに資するというふうに、10割ですから相当に厳密にやらなければいけないということで、括弧書きの文言を細かく、単に「まちづくり協議会等」ではなくて、きちっとまちづくり協議会として白石地区にあつてはここはないものですから、白石市の自治会連合会の白石支部ということで限定させていただくということで、ご了解いただければというふうには思っております。

◎松野久郎委員長 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

~~~~~  
午前11時39分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

◎佐藤秀行委員 白石市議会定例会議案、21ページ、22ページに条例が載っているんですけども、文言だけ確認なんですけど、22ページのほうの第9条の上、「原状回復」となっているんですけど、そこから下3行目にいくと「速やかに証明書を現状回復」、字が変わっているんですけども、言っていることわかりますか。原状回復のゲンの字が変わっているんです。どっちなのかなと。第9条の上に括弧で「原状回復」となって、第9条の3行目に「現状に

回復しなければならない」と。

◎沼倉啓介委員 さすが頭いいな。

◎武田政春教育長 後で訂正。

◎佐藤秀行委員 上から4行目のところにも「現状を変更しないこと」って、「現状」でこれ書かれているので。ただ、「原（はら）」のほうだと思うんですが、原状回復となれば。済みません、ちょっと気になったもので。

◎松野久郎委員長 それでは、小室学校管理課長、訂正しますと一言。

◎小室英明学校管理課長 ただいまの件、訂正させていただきます。申しわけありません。

◎沼倉啓介委員 どっちに。（「原（はら）」の声あり）

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第9号議案を採決いたします。第9号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

~~~~~

午後0時57分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10号議案・白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

◎菊地忠久委員 条例の別表2の使用料についてなんですけれども、こちら使用料、個人300円、団体240円等々あるんですが、こちら、例えば市民の方とか、あと白石市に勤務している方、それ以外の方というような料金の分け方、市民に対するお得感というか、そういうも

ので料金を分けることは考えなかったのかというのを伺いたします。

◎川口秀記子ども家庭課長 この施設につきましては、同じ施設内が農産物等販売施設、地元食材活用レストランとの連携を図るということがありまして、その上で、敷地全体でにぎわいの創出を図る必要があることから、近隣市町を含めました多くの方に来ていただく必要があると考えております。今後、市民の利用促進を図るため、市民であることのメリットが感じられ、楽しめる企画を運営事業者と協議しながら検討していきたいと考えております。

◎菊地正昭副市長 今のご質疑なんですけれども、例えばオープンするかしらないかあるんですけれども、市内の子供たちを無料で招待するというか、一回使ってみてもらうというようなことは必要なのかなというふうには思っているんです。

あとは、これは最初の期間は委託料という形でさせてもらうと。その後に、今度は指定管理者という形になると思うんですけれども、その指定管理者というのが、今話しましたけれども、話し合いの中で、市内の方々に何か市民として、そういうほかの市外の人たちとは差別をするようなことができるのであれば、そういう方向でやりたいなというふうには思っています。

あと、市内・市外、これはスパッシュランドのときもそうなんですけれども、余りにも区分けを多くしてしまうと、入り口の入場のときに管理するほうが結構大変な作業になってしまうのかなというふうに思うところもあるのです。今スパッシュランドですと、市民会員券、それから法人会員券、市民割引が何かということで3段くらいになって、10種類ずつあるみたいな形になっているんですね。そうすると、今、委員がおっしゃったような形は確かにそのとおりなんですけれども、そうすると今度管理するほうが結構大変かなというところもありますので、その兼ね合いをあと検討させていただきたいなというふうに思います。

◎佐久間儀郎委員 今の使用料の関係なんですけれども、第6条ですけれども、個人の場合と生後6カ月以上の者ということは使用料かかるよということですよ。そうすると、幼児、乳児ですね、そういう方にはかけません。しかし、保護者同伴でないといけませんよということですから、ですから保護者の方はパスポートなり回数券を買って、乳児とか幼児を連れていく分には、その分で6カ月未満の方には当然かけないですよという、そういう取り扱いなんです。

◎川口秀記子ども家庭課長 はい、そのようになります。

◎佐久間儀郎委員 そういうことでいいですね。

◎川口秀記子ども家庭課長 あくまでも保護者と子供同伴が原則の入館の施設ということにな

っております。ただ、同伴の生後6カ月未満の子供さんにつきましては、無料ということ
で考えているということになります。

◎佐久間儀郎委員 6カ月未満の幼児たちは無料と。ただし、同伴でないといけないわけ
よね。ということは、保護者は一緒に行かなければならないわけでしょう。保護者の分は取
るよということではないですか。そういうことなんでしょう。

◎川口秀記子ども家庭課長 保護者の方は、料金を納めていただくということになります。

◎伊藤勝美委員 確認なんですけれども、オープン時からもう指定管理ということなんですか、
それとも最初は白石本体でどこかに委託するとか、その辺の確認だけお願いします。

◎川口秀記子ども家庭課長 当初は、あくまでも白石市で初めての施設ということになります
ので、業務委託で行いたいというふうに考えておりました。運営が軌道に乗りましたら、い
ずれ指定管理のほうに移行したいというふうに考えております。

◎菊地忠久委員 それでは、その委託先はもう目星はついているのかとか、まだついていなか
れば、募集するに当たりスケジュール的なものを教えていただきたいと思います。

◎川口秀記子ども家庭課長 今回の議案として提案させていただいておりますので、議案決定
後に事業者の募集を行いたいというふうに考えておまして、年度初めごろには事業者を決
定したいというふうに考えております。

◎沼倉啓介委員 白石初、白石子育て支援という形をうたっているながら、一つ、子供だけでこ
の施設に行って利用することはできませんよと。何か逆行していませんか。親子同伴でなか
れば施設は入れませんよと。例えば、ここで言うと小学生以下。ただ、そうすると、親がい
なければ、この施設には子供たちは行けないということになりますよね。基本的には。そこ
ら辺の条件というのを、何らかの形で緩和してあげるという形の考えはなかったんですか。

◎川口秀記子ども家庭課長 これも市内での話になったことなんです、小学校では、夏休み
のお知らせなんかは、校区外には一人では行かないというふうなお知らせをしているという
こともありまして、あくまでもほとんどの小学校区につきましては校区外ということになっ
てきますので、あくまでも一人では行ってはいけませんよ。ですから、条例上の規定は、保
護者となり得る方と同伴して来ていただくということを考えておまして、幼稚園児や未
満児につきましては当然一人で来るというのは考えられませんので。福岡小学校区は、それ
で一人に来ていいのかということになりますと、ほかの関係もありますので、市全体として
保護者同伴で来ていただく施設ということにしております。

◎沼倉啓介委員 今の学校、あるいはある程度大人が引率すればいいという形の条件附帯がつ

くのです。そうすると、ここは、保護者と同伴の上使用という形になると、今言った凡例とはちょっと違う。だから、そうであれば、例えば夏休みとかそういう形に、子供たちだけ、親が一人引率して行きたいという形の条件もクリアできないわけでしょう。今おっしゃった言いようでは。保護者と同伴でなければいけないと。そうすると、この施設も含めて、交流拠点という形のものの使用というのがなかなか制限されてくるのではないかと私は思うのです。

◎川口秀記子ども家庭課長 あくまでも今私が言いました保護者につきましては、保護者となり得る大人の方に引率されたような子供ということで、団体利用につきましても引率する方というのはおられると思いますので、その辺で大人と一緒にという施設ということでの保護者というふうに答弁させていただきました。

◎沼倉啓介委員 それだったら、管理規則にそういう明文は明文化しておいてあげないと、この管理規則を読むという人はいないでしょうけれども、これでいくと完全に保護者の責任によるという形ですから、保護者となり得る大人の方の同伴によりそれは可能とするとかという、そういう附帯条件、付記条件をつけてあげないと、それだけでひとり歩きしてしまうと、これ行かれないんだという形になったら、それこそ入場制限をかけたと同じことになりますでしょう。それが、法律と条例という形で規則になるんではないですか。例えば、税法上という記入しなくてもいいというのと、記入しなさいというのでは全然捉え方が違う。そこら辺を管理規則という形のものであれば、今おっしゃったような文章を付記してあげないとまづいのではないですかと私は言っているんです。

◎菊地正昭副市長 今の沼倉委員のおっしゃったとおりがなというふうに思っておりますけれども、規則上はこういう形で、今、課長が答弁させていただいたように、保護者という範囲を少し拡大解釈してということで、例えば私が近所の子供を連れていっても保護者になるということに、この規則等では解釈していただきたいというようなこともこの中にはあるんですけれども、今、沼倉委員おっしゃったとおりであれば、そのとおりがなというふうに思います。

ただ、今、規則ではこういう形で掲載をさせていただいたということで、おいでになった方々が規則を読むかという、なかなか難しいところがあるんでしょうけれども、広く考えていただいて、さっきの団体の利用もそうですし、そういう形で利用していただければいいかなというふうに思います。1人の保護者の方が、3人4人近所の子供を含めて来てもらうということで結構かなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎沼倉啓介委員 子育てしている子供たちにとって、第5条の(2)の条文ですね、管理規則の第5条(2)に保護者の責任により子供の見守りを行うこと、これ子育て施設ですか。これちょっときついのかなという、当然これは大人としてやらなくてはいけないことでしょうけれども、何でもここまで明記しなくてないのかなという感じのものは、この管理規則を讀んでいて思ったんですけれどもね。何のためらいもなくこれは提案されて、庁内で検討したという形の文言なんですか。

◎川口秀記子ども家庭課長 あくまでも、一緒に同伴して連れてこられた子供さんが遊具を使うということになりますので、その場合は、一緒に来た大人といいますか保護者が、その子供については見ていただくというようなことでの見守りというふうに記載させていただいております。あくまでも施設の責任ではなく、連れてきた保護者と子供において遊ばせていただくというふうなことで記載しております。

◎沼倉啓介委員 ちょっと待ってよ、それはおかしいよ。あくまでも、例えばその施設の中で何か起きたときに、そういうのは施設の中のことでしょう。親の責任ではないでしょう。親の責任もあるけれども、施設の責任も出てくるわけでしょう。今のおっしゃりようだったら、一切責任はこちらの施設の中ではとりませんよというのと同じでないですか。違いますか。

◎菊地正昭副市長 施設の利用、こういう公の施設を利用するという形になると、何か一たび事故が起きたときに、この施設、公の施設の責任は免れないと思います。そのとおりでございます。ただ、それがどこまでという話になると、全然、親が周りも見えていましたよ、親は別のところに行っていましたよという話のところ、ある程度の歯どめをかけなくてはいけないのかなというふうに……。親と一緒に来て見ているというのか、親が「はい、預けました」、別のところで絵本を讀んでいましたという話では困るのかなということで、こういう形のものをつけさせていただいたというふうには思うんですけれども、事故があった場合、先ほども申しましたけれども、責任をとられるのはこちらかなと、それは否めないというふうには思っております。

◎菊地忠久委員 今のにちょっと関連して。例えば、保護者が入り口まで連れてきて、子供だけ中に入れて、その保護者は例えば産直のほうに行くとかというのは許可しないということの捉え方でいいわけですか。

◎川口秀記子ども家庭課長 あくまでも同伴ということで、一緒に入っただけということになります。

◎菊地正昭副市長 今、菊地委員のおっしゃったのは極端かなというふうには思うんです。思

うんですけれども、原則、今そんな話が、多分これからいろいろな施設が産直のほうにできると、例えば産直でソフトクリームを売ってましたよという話になれば、「ちょっと待って、買ってくるからね」という話で、子供が外に出てくるかどうかもあるんですけれども、そういう話はあるのかなというふうに思いますけれども、あまり極端な話ではなくて、通常の中で、今うちのほうの担当が考えているのは、結局は親子でどうぞ来てくださいねという要は原則論をお話しさせていただいているわけで、ここに極端な話で、これはここに置いて帰ったらどうするのとかという話は、当然置いて帰られると困るわけで、それはないと思うんですけれども、それではちょっと目を離して産直に行くということも多分あるだろうというふうには思いますけれども、そういうときに、それではちょっと待ってると、首根っこつかんで、「おまえ、中に子供いるからずっとここにいろ」という話にはできないのかなというふうには思いますけれども、原則的に親子して利用していただく施設ですよということをお考えいただければなというふうに思います。

◎佐久間儀郎委員 今のでちょっと感じたんですけれども、入館チェックというか入り口、これから業務委託されることですよ。パスポート、回数券を持ってきて初めて、同伴だね、子供たち一緒だから保護者がいますからどうぞという形のチェックはしていくわけでしょう。子供だけ、たまたま入って行くことまでは、「ちょっと待ってね」ということ、それはやるんでしょうね、業務的にはね。

◎川口秀記子ども家庭課長 あくまでも、パスポートを持っていたとしても、個人の利用券を持っていらっしやったとしても、親子一緒に確認させていただくことになると思います。ただ、その後で少し離れるとかというのは当然あり得る話です。トイレに行ったりというのはありますので、そういうことはあり得るとは思います。

◎伊藤勝美委員 今の二、三の委員の方の話を聞いて、そういうチェック体制といいますか、チェックというか確認ですか、それも一つなんですけれども、これ実際始まる前の周知期間というの、つまり、市内の方にはそれなりにこういうふうな形の利用の仕方ですよということの徹底と、あと、たまたま通ったらこういうのがあったということとかいろいろなことが考えられるので、その辺に関してはどういった形で進めるのか、その辺お聞きしたいと思います。

◎川口秀記子ども家庭課長 子ども家庭課のほうとしましても、「広報しろいし」を利用してお知らせをさせていただきますですとか、あとホームページを利用してお知らせとか、あと子供の育児関係の本いろいろあるかと思いますが、その辺も掲載できるのであれば掲載して

いきたいというふうに、周知に努めたいと考えております。

◎伊藤勝美委員 いつごろから、それ周知始まるんですか。8月オープンとは、とりあえず聞いていますので。

◎川口秀記子ども家庭課長 今のところ、2回ほど「広報しろいし」はあげるということで、総務課のほうには許可をだしてもらっております。

◎佐久間儀郎委員 業務委託から今度指定管理までいくと考えておったんですが、その子供たちが遊んでいて万一けがした場合、そこは傷害保険的なものは当然施設あるいは教育委員会というか、そちらのほうの形で入れておくということは、もちろん前提、考えているんですよ。

◎川口秀記子ども家庭課長 地方創生絡みも、いろいろ保険会社とか問い合わせをしまして、そういう子供の遊びに関する任意保険には加入する方向で今考えているということになります。

◎菊地忠久委員 例えばこれ人数がたくさん来たときに、入場制限というようなものはかけるのか、それをちょっとお伺いいたします。

◎川口秀記子ども家庭課長 平日については、まず入場制限というのはかけなくてもいいのではないかなとは考えているんですが、ただ、土日、祝日につきましてはある程度以上、今のところだと、遊具等を利用することで230人ぐらいが限度ではないかということで、今、遊具のメーカーのほうと話はしているんですが、それを超えた場合には入場制限をかけるようになってきますので、その場合にどうするかというのは運営事業者のほうと相談して、時間を切って土日だけは入れかえするのかというのは協議していきたいというふうに考えております。

◎松野久郎委員長 暫時休憩します。

午後1時19分 休憩

~~~~~

午後1時23分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第10号議案を採決いたします。第10号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後1時24分 休憩

~~~~~

午後1時25分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第14号議案・白石市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎沼倉啓介委員 これは、本会議の中でも説明がありましたが、国保の運営で不測の事態が生ずるときに基金を充当できるようにという形の条例であると思うんですが、まずちょっと確認させていただきたいことは、この県単位一元化によって、都道府県が財政責任を担う中心的役割として、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業納付金を市町村がまず納付すると。それから、県は給付に必要な費用を全額市町村に交付金という形で交付するという。ただ、その中で、都道府県の役割というのが1項目から9項目あると思うのです。その中で、新たに財政安定化基金を設置する、これは県のほうだと思うんです。基金の当初造成原資は全て国費によると。それで、その後の交付事業により、既存財源は国、都道府県、市町村が拠出するという形の条文はおわかりになっていると思うんですが、本市が例えば基金を取り崩してそれに充当するという形のケースというのは、どういうケースを考えていらっしゃいますか。

◎高橋ひろみ健康推進課長 県の財政安定化基金の取り崩しという意味ではなくて……。

◎沼倉啓介委員 違います。その後の交付事業により、既存財源は国、都道府県、市町村が拠出するという言い分になっていますよね。市町村が拠出する基金を取り崩してまで充当しなければならぬケースというのは、どういうケースを想定しているかということです。

◎高橋ひろみ健康推進課長 国保税の収納不足が一番です。あと、保険給付費が想定外に増大

した場合も考えられるかと思いますが。

◎沼倉啓介委員 この県単価化によって、人口割別に収納率が設定されていますよね。例えば、このような形で白石市として収納率目標のパーセンテージが設定されるわけですよね。その収納率が達成できない場合は、財政負担の貸付交付をするという形の都道府県の役割というのが明記されていると思うんですが、その辺、例えば今おっしゃったように、単に収納率の低下とかそういう形の中で、基金を取り崩すという事由が発生するのだろうかという形の危惧があるんですが、今おっしゃったように収納率が低下した場合の財政負担は、これは県の役割として、地方自治体に交付するよという形の条項もあるはずなんですよね。そうした場合に、単に収納率の低下だけでそうなるのかなという形、当初予算でも95%という収納率で計算されていますし、95%という少なくとも白石市のあり方ではなくて、これが正しいとすれば、人口割でもって収納率の目標設定をされていて、95%というのは1万人未満なんですよ、人口が。白石の場合は、1万人以上5万人未満の93%に当たるわけですよ。収納率目標がですね。そこまで下がるかなという感じがあるんですが、それだけで既存という状態が発生するのかなという形ではないような感じがするんですが、どうなのでしょう。

◎菊地正昭副市長 当初の市の、一番最初のころに負担金の額をもらったときに、こんなに高くなるのという状態があったわけです。今、保険の納める金額ですよ、一人ひとりで。この後、いろいろな多分市町から、これでは納められないよというような話があつて県も調整に走って、今、大体各市町が納めている保険料の上限で少しずつ動いたのかなというふうに推測はしているんです。

そうすると、これからだんだん、各市町が負担金は全然違うわけです。保険料の負担金。そうすると、あと何年かすると、この県単一化という話が当然に出てくるのかなというふうに思います。そうすると、今言ったような形のものの中で、例えば今よりも大分高いものを納めろという話になってくることも現実的には起こり得るのかなというふうになったときに、そうすると、いやいやそんなに上げられても、うちのほうで今度収納率が下がってしまつてというようなことになると、なかなか納めるのに厳しいという話になって、こんな話が出てきたのかなと。

当然、県の持っている基金のほうも市のほうに貸し付けますよと。貸し付けるということは、私らほうも返さなくていけないという話ですから、そこら辺の話の中で、こんな基金のほうからも出せますよというようなことを明文化しなさいというふうなことで県のほうから来て、国のほうから、県のほうから来ているのかなというふうには理解はしていますけれど

も。

◎沼倉啓介委員 今からの県単位化で一番大きな役割というのは、やはり保険給付費の増大だと思うんですね。それで、保険給付費のあり方によって交付金も変わると。という形になると、要するに病院にかからないような努力を各自治体がやりなさいよと。そこら辺をこの県単位化とセットにして考えて進まない、いざというふたをあけてみたら、保険給付費がどんどん上がって交付金が下がると。そうすると、それはどうするのという形になると、保険料を上げなくてはいけないという形になるし、そこら辺を三すくみで考えて、今からどのような形で先取りして施策の展開をしていかななくてはいけないのかという形のものが一番心配なんです。その辺の何かあれば。

◎高橋ひろみ健康推進課長 おっしゃるとおり、今、保険給付費を上げないための工夫ということで、特定健診、あるいは人間ドックということで検診事業を行っておりますし、その後、検診でひっかかった人、いわゆるメタボとかになりそうな人というところを捉えて、特定保健指導ということでもやっております。

あと、今、大きなところでは、給付に大きな影響を与えているのが糖尿病性腎症ということで、透析などの経費が大きくなってきているところから、糖尿病重症化予防の施策ということで、白石市医師会様のご協力を得まして、糖尿病性腎症に特化した予防プログラムなんかも今策定中ございまして、新年度からその辺、市の医師会の協力を得て取り組んでいくようになっております。

◎沼倉啓介委員 考え方はわかります。ただ、特定健診、あるいは病院にかからないように努力をする、その裏返しがないと私はなかなか来ないのかなと。例えば本会議でどなたが言った、いわゆるポイント制みたいな形で、それが中心商店街でも使えると、そのポイントがあれば使えるというような、例えば1日何歩歩けば何ポイントもらって、それでやりますよと。そういうような、誰だっけ、佐久間さんだっけ。

◎佐久間儀郎委員 俺が言った。

◎沼倉啓介委員 そういうエンジンをぶら下げるわけではないんだけど、そういうような条件整備もある程度やっていかないと、積極的に市民が特定健診を受けるかといったら、なかなかそうはならないような私は感じがするんですね。だから、そういう施策の話合いというのが、既存の庁内では行われたかどうかという形のものをお聞きしたいなと思ってたんですが。

◎高橋ひろみ健康推進課長 庁内、課内での検討はいたしておりますが、まだやってみるとい

うところまではいっていないのが現状でございます。検討はしていましたが、先進的な市町村視察なんかもさせていただいて、勉強とか今している段階ですが、まだ決定できるところまではいっておりません。

◎松野久郎委員長 暫時休憩します。

午後1時35分 休憩

~~~~~

午後1時40分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎伊藤勝美委員 先ほどの国保の、本市で持っている国保の財政調整基金ですよ。これって、ずっとこれから持っていく形なんですかね。持っていくというか維持していくというか、そういうのはあるんですよね。

◎高橋ひろみ健康推進課長 今のところ制度の変更はないので、各市町村でそのまま持ち続ける想定になっております。

◎伊藤勝美委員 でも、今のところはそれで、あとのあれというのは、またどうなるとかという話はないんですか。つまり、もう全部とにかく集めて県にやって、県のほうから今度足りないからよこせという形とか、その辺はどうなんですか。よこせというか、要は足りないからプラスで、保険料になるんでしょうけれども、その辺のあれ。

◎菊地正昭副市長 私、県の単位化になるときに話を聞いたのは、これから全部県でやってくれるのかと。だから、徴収も、要は税務課なんだから国保税担当も要らないなというふうに思っていたところがあって、そういう意味では、何かいいとこ取りされて、つらいところは市町村にそのまま残すのかいというふうに思っていたんですけども、その後は、だから、今話した基金は残しますよと。全部吸い上げはしない。吸い上げると、今度県が全部負担をしなくてはいけない、苦しいときに全部県が払わなくてはいけない、県もそれはたまったもんじゃないという話になって、多分残しているのかなというふうに思う。これを全部吸い上げるとなったら、「ああいいですよ、どうぞ」と、市町村はみんな「どうぞやってください」という話になってきて、事務も全部やったら県は多分やり切れないと思います。ですから、多分そういう意味で残しているんだというふうに思いますけれども。

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第14号議案を採決いたします。

第14号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

~~~~~

午後1時44分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第18号議案・白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎伊藤勝美委員 質疑といたしますか、私もこの間、当局の説明を受けたんですけども、いまいち理解がこの頭でできなかつたものですから、再度要点といたしますか、その辺もう一度ちょっとだけお話しただければなと思うんですが。

◎高橋美知子長寿課長 第18号議案・白石市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由でございますが、職員に係る基準及び当該職員の員数について、基準省令に定めのない日常生活圏域ごとの65歳以上の被保険者数が6,000人を超える場合について、人員基準を新たに設けようとするものでございます。

内容といたしましては、高齢者人口が、白石市の場合、包括支援センター1カ所でやっておりますので1万人を超える状況で、6,000人までは国で基準を定めておりますが、それ以上について定めがないことから、定めてあるところは、現在のところ仙台市、名取市、石巻市という状況ですが、そちらが定める内容とほぼ同じ、2,000人を超えるごとに1名の専門職員を配置するというところで規定をしたいと考えております。

どうして、ほかの市町村について定めをわざわざ設けていないかといいますと、地域包括支援センターが数カ所あるところが大半という状況で、ただ、白石市の場合は1カ所でやっ

てきておりますので、今後も当分の間、多分1カ所でやることになるかと思っておりますので、改めてこの基準を定めさせていただきたいと考えました。

◎伊藤勝美委員 今、課長のお話で、当面は1カ所ということでございますが、2カ所目というか、そういうふうな構想というのか、そういうのはないのでしょうか。

◎高橋美知子長寿課長 地域包括支援センターについては、介護保険事業計画の中で、第6期で1カ所として、そのかわりサブセンターを2カ所設置するというので、第6期期間中に在宅介護支援センターのある法人さんとも協議をさせていただいたところですが、今なかなか専門職員の獲得が困難になってきている状況の中で、サブセンターといえども、サブセンターは1名職員がおればよいというふうに考えていたんですが、難しいということをしていただきまして、当面は1カ所で、職員を何とか、今も派遣にも頼っているところではございますが、必要人数を置いて市内全域をケアしていくのかなというふうには考えておりました。

◎松野久郎委員長 暫時休憩します。

午後1時48分 休憩

~~~~~

午後1時52分 開議

◎松野久郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第18号議案を採決いたします。

第18号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る3月9日の本会議において委員長が報告いたしますが、その内容につきましては、委員長に委任さ

りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定いたしました。

そのほか皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 委員の皆様には、終始熱心にご協議をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、委員会の円滑な運営に格別なるご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。この委員会において協議されました字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を会議規則第107条の規定に基づき委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

これで本委員会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

~~~~~

午後1時54分 閉会

白石市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

厚生文教常任委員長 松野久郎